

令和 6 年 1 2 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和6年12月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和6年12月20日（金） 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
11月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第28号 令和7年度 小学校及び中学校特別支援学級各教科用一般図書の採択
の変更について

議案第29号 長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

議案第30号 長浜市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第5 協議・報告事項

(1) 令和6年長浜市議会令和6年12月定例会月議会一般質問の答弁要旨について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和7年1月教育委員会定例会開催日程 1月24日（金）午後1時30分～

令和7年度小学校及び中学校特別支援学級各教科用一般図書の採択の変更について

令和6年度及び令和7年度に小学校及び中学校特別支援学級各教科の教科用一般図書として採択した図書の一部が供給不能となったため、次のとおり採択を変更することについて、教育委員会の議決を求める。

令和6年12月20日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

<採択の変更>

(1) 小学校 国語1年

(絶版となった一般図書)

71-1 永岡書店 515 「おしゃべりあいうえお はじめてのひらがな・カタカナ」

(新たに採択する一般図書)

01-1 あかね書房 536 「たのしくおぼえるあいうえおえほん」

<採択より削除>

(2) 中学校 書写1、2、3年

(品切れとなった一般図書)

72-21 日本習字普 504 「わかりやすい毛筆の基本」

(3) 中学校 外国語1、2、3年

(絶版となった一般図書)

11-4 三省堂 502 「ARで英語が聞ける はじめてのえいご絵じてん」

令和7年度小学校特別支援学級各教科用一般図書(案)

(R6.12.20改訂版)

	小 学 校					
	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国 語	検:小1 著:こくご☆～☆☆☆ 01-1あかね書房 536たのしくおぼえる あいうえおえほん	検:小1～2 著:こくご☆～☆☆☆ 20-4 戸田デザイン 007 よみかた絵本	検:小1～3 著:こくご☆～☆☆☆ 20-5 同成社 B02 ゆっくり学ぶ子のための 「こくご」入門編2(改訂版)	検:小1～4 著:こくご☆～☆☆☆ 20-5 同成社 A01 ゆっくり学ぶ子のための 「こくご」1(改訂版)	検:小2～5 著:こくご☆～☆☆☆ 20-5 同成社 A02 ゆっくり学ぶ子のための 「こくご」2(改訂版)	検:小3～6 著:こくご☆～☆☆☆ 20-5 同成社 A03 ゆっくり学ぶ子のための 「こくご」3(改訂版)
	検:小1 08-1 くもん出版 501 もじ・ことば2 はじめてのひらがな 2集	検:小2 08-1 くもん出版 503 もじ・ことば5 ひらがな おけいこ	検:小3 08-1 くもん出版 508 もじ・ことば10 カタカナ おけいこ	検:小4 08-1 くもん出版 505 もじ・ことば7 ことばの おけいこ	検:小5 08-1 くもん出版 506 もじ・ことば8 ぶんの おけいこ	検:小6 08-1 くもん出版 509 もじ・ことば12 漢字 おけいこ
社 会			検:小3・4 28-1 福音館 M06 みちかなながくシリーズ ズ町たんけん	12-2 小学館 C01 ドラえもんちずかん1 につぼんちず	検:小3～5 12-2 小学館 C02 ドラえもんちずかん2 せかいちず	検:小3～6 28-1 福音館 G10 福音館の科学シリーズ ただいまお仕事中
地 図			検:地図(小学校用)			
算 数	検:小1 著:さんすう☆～☆☆☆ 27-3 ひさかた C05 スキンシップ絵本 か ずのえほん	検:小1～2 著:さんすう☆～☆☆☆ 11-4 三省堂 A04 三省堂こどもかずの絵 じてん	検:小1～3 著:さんすう☆～☆☆☆ 20-5 同成社 C03 ゆっくり学ぶ子のための 「さんすう」3	検:小1～4 著:さんすう☆～☆☆☆ 20-5 同成社 C04 ゆっくり学ぶ子のための 「さんすう」4	検:小2～5 著:さんすう☆～☆☆☆ 20-5 同成社 C05 ゆっくり学ぶ子のための 「さんすう」5	検:小3～6 著:さんすう☆～☆☆☆ 22-3 日本教育研 A02 ひとりだちするための 算数・数学
			検:小3 06-2 学研 503 はっけんずかんむし新 版	検:小3～4 27-1 ひかりのくに 505 こどものずかんMio7 くさばな・き	検:小3～5 27-1 ひかりのくに 104 改訂新版体験を広げる こどものずかん4 はなと やさしいくだもの	検:小3～6 27-1 ひかりのくに 108 改訂新版体験を広げ るこどものずかん8 あそ びのずかん
生 活	検:小1・2					
音 楽	検:小1 著:おんがく☆～☆☆☆ 79-6 ベネッセ 579 しまじろうの歌えほん しまじろうどうようえほん	検:小1～2 著:おんがく☆～☆☆☆ 20-3 東京書籍 503 わくわく音あそび絵本 新装版ドンドコドンドンたい こであそぼ	検:小1～3 著:おんがく☆～☆☆☆ 27-1 ひかりのくに 013 あそびうたのほんCD つき	検:小1～4 著:おんがく☆～☆☆☆ 27-1 ひかりのくに 002 どうようでおえかきで きどうようNEW絵かきうた ブック	検:小2～5 著:おんがく☆～☆☆☆ 70-27 トヤマ出版 501 笛星人子どものための リコーダー曲集	検:小3～6 著:おんがく☆～☆☆☆ 14-4 成美堂出版 539 DVDでひける! はじめ てのピアノえほん1 たのし いピアノのおけいこ
			検:小3・4 02-1 岩崎書店 A17 あそびの絵本えのぐ あそび	06-2 学研 112 あそびのおうさまずか ん12リサイクルこうさく増補 改訂	検:小5・6 30-2 ポプラ社 A01 あそびのひろば1 は んがあそび	14-4 成美堂出版 006 作ってみよう! リサイ クル工作68
家 庭					検:小5・6 12-2 小学館 817 小学館の子ども図鑑 ブレNEO楽しく遊ぶせいか つの図鑑	06-1 偕成社 Z01 子どものマナー図鑑 (1)ふだんの生活のマナー
保 健					検:小5・6 12-2 小学館 B11 21世紀幼稚園百科11 からだのふしぎ	
外 国 語					検:小5 06-2 学研 523 こどもずかん0さい～4 さいこどもずかん英語つき よくばりバージョン	検:小6 08-1 くもん出版 542 CD付き英語カードたの しい会話編
道 徳	検:小1 14-5 世界文化社 665 3さいのやさしい心を はぐくむ10のお話	検:小2 72-31 日本図書 536 おやくそくえほんはじ めての「よのなかルール ブック」	検:小3 10-8 合同出版 B-04 絵でわかるこどもの せいかつずかん4おつきあ いのきほん	検:小4 10-1 講談社 E01 講談社の年齢で選ぶ 知育絵本 4・5・6さいのきも ちをつたえることばのえほ ん	検:小5 12-2 小学館 701 おひさまセレクション 勇気をくれるおはなし16話	検:小6 10-1 講談社 553 こどもせいかつ百科

* 児童生徒の実態に応じ、当該学年以外の教科用図書についても使用することができる。但し、校種を超えて使用することはできない。

* 交流及び共同学習として通常の学級で授業を受ける教科については、当該学年の検定教科書を使用する。

* 拡大教科書の使用が適切な児童生徒については、当該学年の拡大検定教科書を使用する。

(注) 検: 文部科学省検定教科書 著: 文部科学省著作教科書

令和7年度中学校特別支援学級各教科用一般図書(案)

赤字は、供給不能のため削除

	中 学 校		
	1 年	2 年	3 年
国 語	検:小4～中1	検:小5～中2	検:小6～中3
	著・国語☆☆☆☆		
	20-5 同成社 A04 ゆっくり学ぶ子のための 国語4	20-5 同成社 502 ゆっくり学ぶ子のための 国語5	20-7 東洋館 002 くらしに役立つ国語
	10-9 こばと 531 中高生のための国語 08-01くもん出版 589 小学ドリル国語3年生言葉と文のきまり	10-9 こばと 531 中高生のための国語 08-01くもん出版 590 小学ドリル国語4年生言葉と文のきまり	10-9 こばと 531 中高生のための国語 08-01くもん出版 591 小学ドリル国語5年生言葉と文のきまり
書 写	検:中1	検:中2・3年	
	84-1 明治図書 501 グレーゾーンの子どもに対応した 作文ワーク初級編 84-1 明治図書 502 グレーゾーンの子どもに対応した 作文ワーク上級編 (72-21日本習字普 504 わかりやすい毛筆の基本) 72-21日本習字普 503 母と子のお習字下四・五・六年生		
社 会	検:小3・4～中1	検:小5～中2	検:小6～中3
	著・社会☆☆☆☆～☆☆☆☆		
	10-9 こばと 535 中高生のための生活・社会 20-7 東洋館 001 改訂新版くらしに役立つ社会 62-56 JTB 507 るるぶどこからきたの？食べもの&くらしイラスト図鑑 08-1 くもん出版 657 社会にぐーんと強くなる 小学3年生 64-2 清風堂書店 576 社会習熟プリント 小学3・4年生 大判サイズ	10-9 こばと 535 中高生のための生活・社会 20-7 東洋館 001 改訂新版くらしに役立つ社会 62-56 JTB 507 るるぶどこからきたの？食べもの&くらしイラスト図鑑 08-1 くもん出版 657 社会にぐーんと強くなる 小学3年生 64-2 清風堂書店 576 社会習熟プリント 小学3・4年生 大判サイズ	10-9 こばと 535 中高生のための生活・社会 20-7 東洋館 001 改訂新版くらしに役立つ社会 62-56 JTB 507 るるぶどこからきたの？食べもの&くらしイラスト図鑑 08-1 くもん出版 657 社会にぐーんと強くなる 小学3年生 64-2 清風堂書店 576 社会習熟プリント 小学3・4年生 大判サイズ 12-2 小学館 622 10才までに知っておきたい世の中まるごとガイドブック 基礎編
	検:地図(中学校用)		
	71-1 永岡書店 576 見て、学んで、力がつく！こども日本地図2024年版 71-1 永岡書店 519 楽しく学んで力がつく！こども世界地図		
数 学	検:小3～中1	検:小4～中2	検:小5～中3
	著・数学☆☆☆☆～☆☆☆☆		
	20-7 東洋館 003 くらしに役立つ数学 改定新版10-9 こばと 532 中高生のための数学 64-2 清風堂書店 531 中級算数習熟プリント小学3年生 大判サイズ	20-7 東洋館 003 くらしに役立つ数学 改定新版10-9 こばと 532 中高生のための数学 64-2 清風堂書店 532 中級算数習熟プリント小学4年生 大判サイズ	20-7 東洋館 003 くらしに役立つ数学 改定新版 10-9 こばと 532 中高生のための数学 64-2 清風堂書店 533 中級算数習熟プリント小学5年生 大判サイズ
理 科	検:小3～中1	検:小4～中2	検:小5～中3
	著・理科☆☆☆☆～☆☆☆☆		
	0-7 東洋館 004 改定新版 くらしに役立つ理科 64-2 清風堂書店 552 理科習熟プリント小学3年生(新指導要領対応版)大判サイズ 08-1 くもん出版 659 理科にぐーんと強くなる 小学3年生 08-1 くもん出版 660 理科にぐーんと強くなる 小学4年生 12-2 小学館 797小学館の図鑑NEO 新版 科学の実験 DVDつき	0-7 東洋館 004 改定新版 くらしに役立つ理科 64-2 清風堂書店 552 理科習熟プリント小学3年生(新指導要領対応版)大判サイズ 08-1 くもん出版 659 理科にぐーんと強くなる 小学3年生 08-1 くもん出版 660 理科にぐーんと強くなる 小学4年生 12-2 小学館 797小学館の図鑑NEO 新版 科学の実験 DVDつき	0-7 東洋館 004 改定新版 くらしに役立つ理科 64-2 清風堂書店 552 理科習熟プリント小学3年生(新指導要領対応版)大判サイズ 08-1 くもん出版 659 理科にぐーんと強くなる 小学3年生 08-1 くもん出版 660 理科にぐーんと強くなる 小学4年生 12-2 小学館 797小学館の図鑑NEO 新版 科学の実験 DVDつき
	検:中1	検:中2・3	
	著・音楽☆☆☆☆～☆☆☆☆		

音 楽	音 楽	20-2 ドレミ楽譜 501 ピアノとおともだちになる はじめてのピアノあそび 14-4 成美堂出版 002 DVDでひける！ はじめてのピアノえほん2 たのしいピアノのうた	20-2 ドレミ楽譜 509 簡易ピアノ伴奏による こどもの歌名曲アルバム 14-4 成美堂出版 002 DVDでひける！ はじめてのピアノえほん2 たのしいピアノのうた
	器 楽	検：中学校 86-6 ヤマハHD ドレミファソラシドだけで楽しめるメロディ140大集合 14-4 成美堂出版 539 DVDでひける！ はじめてのピアノえほん1 たのしいピアノのおけいこ	
美術	検：中1	52-2 岩波書店 501 だれでもアーティスト 70-12 東京書籍 523 みつけて！アートたんてい 77-23 美術エデュ 501 図工ドリル 80-12 保育社 504 アートって何だろう はじめてアートに出会う本 06-1 偕成社 003 かこさとし うつくしい絵	検：中2・3年 52-2 岩波書店 501 だれでもアーティスト 70-12 東京書籍 523 みつけて！アートたんてい 77-23 美術エデュ 501 図工ドリル 80-12 保育社 504 アートって何だろう はじめてアートに出会う本 06-1 偕成社 003 かこさとし うつくしい絵
	技術・家庭	検：中学校(技術分野・家庭分野) 著・職業・家庭☆☆☆☆～☆☆☆☆☆ (技) 06-04開隆堂出版 511夢を育む技術・職業-未来に向かって 10-8 合同出版 503子どもとマスターする54の生活技術イラスト版修理のこつ (家) 06-04開隆堂出版 512共に生きる家庭科-自立を目指して 02-1 岩崎書店 554一人前になるための家事の図鑑 10-8 合同出版 A01子どもとマスターする49の生活技術イラスト版手のしごと	
保健体育	検：中学校 14-3 育成会 A04 自立生活ハンドブック4 からだ！！げんき！？ 28-7福村出版 A06シリーズ 生活を学ぶ⑥ わたしたちのからだ		
外国語	検：中1	06-2 学研 724 小学生の英語ドリル アルファベット・ローマ字・フォニックス (11-4 三省堂 502 ARで英語が聞ける はじめてのえいご絵じてん) 12-2 小学館 811 タッチペンで音が聞ける！ドラえもんはじめての英会話辞典 65-2 増進堂 557ペンマンシップ はじめてのABC正しく美しいアルファベットの練習	検：中1～中2 06-2 学研 724 小学生の英語ドリル アルファベット・ローマ字・フォニックス (11-4 三省堂 502 ARで英語が聞ける はじめてのえいご絵じてん) 12-2 小学館 811 タッチペンで音が聞ける！ドラえもんはじめての英会話辞典 65-2 増進堂 557ペンマンシップ はじめてのABC正しく美しいアルファベットの練習
	検：中1～中3	06-2 学研 724 小学生の英語ドリル アルファベット・ローマ字・フォニックス (11-4 三省堂 502 ARで英語が聞ける はじめてのえいご絵じてん) 12-2 小学館 811 タッチペンで音が聞ける！ドラえもんはじめての英会話辞典 65-2 増進堂 557ペンマンシップ はじめてのABC正しく美しいアルファベットの練習	
特別の教科 道徳	検：小3～中1	10-8 合同出版 522 イラスト版気持ちの伝え方 コミュニケーションに自信がつく44のトレーニング 10-8 合同出版 558 イラスト版こころのコミュニケーション 子どもとマスターする49の話の聞き方・伝え方 77-22ビジネス社 501キミたちはどう学ぶか？こどものための道徳 学び方編 77-22ビジネス社 502キミたちはどう学ぶか？こどものための道徳 生き方編	検：小4～中2 10-8 合同出版 522 イラスト版気持ちの伝え方 コミュニケーションに自信がつく44のトレーニング 10-8 合同出版 558 イラスト版こころのコミュニケーション 子どもとマスターする49の話の聞き方・伝え方 77-22ビジネス社 501キミたちはどう学ぶか？こどものための道徳 学び方編 77-22ビジネス社 502キミたちはどう学ぶか？こどものための道徳 生き方編
	検：小5～中3	10-8 合同出版 522 イラスト版気持ちの伝え方 コミュニケーションに自信がつく44のトレーニング 10-8 合同出版 558 イラスト版こころのコミュニケーション 子どもとマスターする49の話の聞き方・伝え方 77-22ビジネス社 501キミたちはどう学ぶか？こどものための道徳 学び方編 77-22ビジネス社 502キミたちはどう学ぶか？こどものための道徳 生き方編	

* 児童生徒の実態に応じ、当該学年以外の教科用図書についても使用することができる。但し、校種を超えて使用することはできない。

* 交流及び共同学習として通常の学級で授業を受ける教科については、当該学年の検定教科書を使用する。

* 拡大教科書の使用が適切な児童生徒については、当該学年の拡大検定教科書を使用する。

(注) 検：文部科学省検定教科書 著：文部科学省著作教科書

令和6年12月12日

小学校 特別支援学級 (国語科)

教科書採択に係る定例会資料

学 年		1 年
発行者の番号・略称		01-1 あかね書房
書 名		たのしくおぼえるあいうえおえほん
研 究 調 査 観 点	① 学習指導要領に示された目標や内容に沿っているか。	絵の一部に文字が出てきたりイラストで文字さがしができたりするなど、遊びを通して平仮名に興味をもち学習を進めることができる。
	② 児童の障害の状況や発達段階に即しているか。	親しみやすいイラストが描かれ、シートを動かすことで、絵が動いたり文字や言葉が表れたりし、楽しく平仮名に触れることができる。
	③ 学習が効果的に進められるよう配慮されているか。	サイズが大きく、見やすい。親しみやすいイラストから興味をもって平仮名に触れることができる。言葉もリズムカルで覚えやすく、学習の初期段階として使用しやすい。
	④ 日常生活の基礎・基本となる言語の理解を深める内容となっているか。	ひらがなを指でなぞったり、リズムある文を声に出して読んだりすることで、文字に親しみを持つことができるため、活動を楽しみながら自然と平仮名を覚えることができる。
	⑤ 児童が意欲的に言語活動を広げていくことができる内容となっているか。	親しみやすいイラストから興味をもつて平仮名に触れることができる。言葉もリズムカルで覚えやすい。シートを動かすことで文字が表れ、体を使って学ぶことができる。
2 資料・学習指導にかかわる構成等	⑥ 教材・資料の構成等について	遊びから少しずつ文字や言葉を学ぶ構成になっており、子どもの発達段階にあわせて活用しやすい。
	⑦ 学習指導に関わる構成等について	イラストを見ながら平仮名を理解したり言葉を楽しんだり、文のとおり絵が変わったりするなど、遊びをとおして児童の興味・関心や能力に合わせて学習できる内容となっている。
所 見		視覚や動きを通して興味・関心を持たせることができ、遊びを通して学ぶ児童にとっては、楽しく意欲の持てる教材である。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第 29 号

件 名：長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

第 1 提出理由

電子決裁システムの運用にあわせて一部改正された長浜市事務決裁規程との整合を図るため、長浜市教育委員会事務処理規程の一部を改正するもの

第 2 要点

- 1 長浜市事務決裁規程にあわせた文言に修正
- 2 その他所要の文言の整理

第 3 施行期日

公布の日から施行する。

長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正について

長浜市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 20 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市教育委員会事務処理規程の一部を改正する訓令

長浜市教育委員会事務処理規程（平成23年長浜市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「規程において、」の次に「組織及び職に係る用語の意義は長浜市行政組織及び事務分掌規則（平成18年長浜市規則第5号。以下「事務分掌規則」という。）に定めるところの例（組織及び職には、それぞれの組織及び職に相当する組織及び職を含むものとする。）によるものとし、」を加え、同条第5号中「部及び課等」を「する部局又は課室（以下「関係部局等」という。）」に改める。

第3条中「教育部長、」の次に「次長、」を、「課長」の次に「（室長（課内室の室長を除く。）を含む。以下同じ。）」を加え、「副参事、」を「課長代理及び」に、「及びこれらに準ずる職に」を「その他これらに相当する職（以下「ライン職」という。）に」に改める。

第8条の見出し中「専決事項に掲げられていない事務の専決」を「準用」に改め、同条第1項中「職員」の次に「（以下「専決者」という。）」を加える。

第9条第1項中「第5条から第7条までの規定により専決できるとされた職にある者」を「専決者」に、「「専決者」という。」を「この条において同じ。」に、「事務処理の迅速化及び適確な処理を図るため適当と認める場合に限り、当該各条の規定により専決できるとされた事務の範囲において、あらかじめ直近上位の職にある専決者の承認を得て、教育部長にあつては次長（担当部長を含む。以下同じ。）、課長又はこれらに準じる職以上の職にある者に、課長にあつては課長代理（室長代理を含む。以下同じ。）、副参事又はこれらに準じる職にある者に専決させることができる。」を「当該専決事項を次の表に掲げる者に専決させる（以下「専決権の分与」という。）ことができる。」に改め、同条に次の表を加える。

専決者	専決権の分与を受けられることができる者
-----	---------------------

教育長	教育部長
教育長以外（係長を除く。）	同一又は直近下位の職制上の段階（長浜市職員の標準的な職を定める規則（令和３年長浜市規則第71号。以下「標準的な職を定める規則」という。）に規定する職制上の段階をいう。以下同じ。）の職にある者（課長代理級（標準的な職を定める規則に規定する課長代理級をいう。以下同じ。）以上に限る。）

第9条第4項を削り、同条第3項中「第1項の規定により専決した」を「専決権の分与を受けた」に改め、「者は、」の次に「第2項の留意事項をよく理解し、」を、「当該専決」の次に「権の分与を受けた」を加え、「必要があると認められる事項について、専決者に報告しなければならない。」を「重要なものについて専決者に報告する等、専決者と連携して当該専決権の分与を受けた事項の円滑な遂行に努めなければならない。」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前」を「専決者は、第1」に、「を」を「の」に、「する」を「を行う」に改め、「場合は、」の次に「専決者のうち直近上位の職制上の段階にある者の許可を得たうえで、」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 専決者は、専決権の分与について次の事項に留意しなければならない。

- (1) 効果的かつ効率的な組織運営に必要不可欠な場合に限り行うこと。
- (2) 事務分掌規則第10条に規定する各職の基本的職務（以下「各職の基本的職務」という。）に照らし、最も適切な者に専決権を分与すること。
- (3) 専決権の分与を行った後も、当該専決権を分与した者と連携し、当該専決権の分与を行った事項の状況等を常に把握し、その円滑な遂行に努めること。
- (4) 専決権の分与は、当該専決権の分与を行う日の属する年度の末日を超えない日を期限とすること。

第9条の2中「上」の次に「級職」を加え、「職にあるもの」を「者」に改める。

第10条第1項の表中「

教育長	教育部長	次長（所管する事務に限る。）
教育部長	主務の次長	
課長	課長代理を配置する課及び室 課長代理	課長があらかじめ指名する課長代理の直近下位の職にある者（ただし、所管する事務に限る。）
	課長代理を配置しない課及び室 課長があらかじめ指名する直近下位の職にある者（ただし、所管する事務に限る。）	

」を「

教育長	教育部長	主務の次長
教育部長	主務の次長	部長があらかじめ指名する課長級（標準的な職を定める規則に規定する課長級をいう。）以上の職にある主務の者（各職の基本的職務に照らし、最も適切な者を指名するものとする。以下同じ。）
課長	課長代理を配置する課及び室 主務の課長代理	課長があらかじめ指名する係長級（標準的な職を定める規則に規定する係長級をいう。以下同じ。）以上の職にある主務の者
	課長代理を配置しない課及び室 課長があらかじめ指名する課長級、課長代理級又は係長級の職にある主務の者	

」に改め、同条第5項中「上級職位の」の次に「者の」を加える。

第12条第1項中「に至るまでの手続」を「を受けようとする者」に、「決裁事項を所管する係長又はこれに相当する職にある者から」を「係長の承認を受けた後、」に、「所属の上級の職にある者」を「、上位の職制上の段階におけるライン職（当該決定事項に係る職に限る。）にある者」に、「決定」を「承認」に改め、同条第2項中「た」を「る」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する決裁の手続が合理的でないと認められる場合は、部長又は課長の指示により、適切な意思承認及び円滑な事務遂行を妨げない範囲において、ライン職にある者のうち一部又は全部の者の承認を省略し、又はライン職以外の職にある者をライン職とみなして承認を受けることができるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

長浜市教育委員会事務処理規程の一部改正

新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この規程において、<u>組織及び職に係る用語の意義は長浜市行政組織及び事務分掌規則（平成18年長浜市規則第5号。以下「事務分掌規則」という。）に定めるところの例（組織及び職には、それぞれの組織及び職に相当する組織及び職を含むものとする。）によるものとし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u> (1)～(4) (略) (5) 合議 決裁を得なければならない事項について、決裁者が総合的に判断して、的確な意思決定をすることができるように、関係する部局又は課室（以下「<u>関係部局等</u>」という。）と協議調整することをいう。 (専決又は代決) 第3条 教育部長、次長、課長（室長（課内室の室長を除く。）を含む。以下同じ。）、<u>課長代理及び係長その他これらに相当する職（以下「ライン職」という。）にある者は、別に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところにより、その主管事務を専決し、又は代決することができる。ただし、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの、重要と認めるもの又は合議事項で議が整わないものについては、上司の決裁を受けなければならない。</u> (準用及び事後の報告) 第8条 第5条から前条までの規定により専決する職員（以下「<u>専決者</u>」という。）は、<u>専決事項に掲げられていない事務であっても、その専決に属する事務又はこれに準ずるものについては、これを専決することができる。</u> 2 (略) (専決権の分与) 第9条 <u>専決者（係長を除く。以下この条において同じ。）は、当該専決事項を次の表に掲げる者に専決させる（以下「専決権の分与」という。）ことができる。</u>	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 合議 決裁を得なければならない事項について、決裁者が総合的に判断して、的確な意思決定をすることができるように、関係部及び課等と協議調整することをいう。 (専決又は代決) 第3条 教育部長、課長、<u>副参事、係長及びこれらに準ずる職にある者は、別に定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところにより、その主管事務を専決し、又は代決することができる。ただし、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの、重要と認めるもの又は合議事項で議が整わないものについては、上司の決裁を受けなければならない。</u> (専決事項に掲げられていない事務の専決及び事後の報告) 第8条 第5条から前条までの規定により専決する職員は、<u>専決事項に掲げられていない事務であっても、その専決に属する事務又はこれに準ずるものについては、これを専決することができる。</u> 2 (略) (専決権の分与) 第9条 <u>第5条から第7条までの規定により専決できるとされた職にある者（係長を除く。以下「専決者」という。）は、事務処理の迅速化及び適確な処理を図るため適当と認める場合に限り、当該各条の規定により専決できるとされた事務の範囲において、あらかじめ直近上位の職にある専決者の承認を得て、教育部長にあっては次長（担当部長を含む。以下同じ。）、課長又はこれらに準じる職以上の職にある者に、課長にあっては課長代理（室長代理を含む。以下同じ。）、副参事又はこれらに準じる職にある者に専決させることができる。</u>

新		旧
専決者	専決権の分与を受けることができる者	
教育長	教育部長	
教育長以外 (係長を除く。)	同一又は直近下位の職制上の段階（長浜市職員の標準的な職を定める規則（令和3年長浜市規則第71号。以下「標準的な職を定める規則」という。）に規定する職制上の段階をいう。以下同じ。）の職にある者（課長代理級（標準的な職を定める規則に規定する課長代理級をいう。以下同じ。）以上に限る。）	
2 専決者は、専決権の分与について次の事項に留意しなければならない。 (1) 効果的かつ効率的な組織運営に必要不可欠な場合に限り行うこと。 (2) 事務分掌規則第10条に規定する各職の基本的職務（以下「各職の基本的職務」という。）に照らし、最も適切な者に専決権を分与すること。 (3) 専決権の分与を行った後も、当該専決権を分与した者と連携し、当該専決権の分与を行った事項の状況等を常に把握し、その円滑な遂行に努めること。 (4) 専決権の分与は、当該専決権の分与を行う日の属する年度の末日を超えない日を期限とすること。 3 専決者は、第1項の規定により専決権の分与を行う場合は、専決者のうち直近上位の職制上の段階にある者の許可を得たうえで、人事課長に合議しなければならない。 4 専決権の分与を受けた者は、第2項の留意事項をよく理解し、当該専決権の分与を受けた事項のうち重要なものについて専決者に報告する等、専決者と連携して当該専決権の分与を受けた事項の円滑な遂行に努めなければならない。 (専決者が置かれていない場合の特例) 第9条の2 専決者が置かれていないとき、又は欠けたときは、当該専決者の上級職位の者が当該事務を専決する。ただし、当該事務が定例又は軽易なものである場合は、第10条の例により代決できるものとする。 (代決) 第10条 専決者が不在のときには、次の表に掲げる第1次代決者が、専決者及び第1次代決者がともに不在のときには、同表に掲げる第2次代決者が専決者の専決事項を代決することができる。		2 前項の規定により専決権を分与する場合は、人事課長に合議しなければならない。 3 第1項の規定により専決した者は、当該専決事項のうち必要があると認められる事項について、専決者に報告しなければならない。 4 前3項の規定は、専決者が係長である場合には、適用しない。 (専決者が置かれていない場合の特例) 第9条の2 専決者が置かれていないとき、又は欠けたときは、当該専決者の上位の職にあるものが当該事務を専決する。ただし、当該事務が定例又は軽易なものである場合は、第10条の例により代決できるものとする。 (代決) 第10条 専決者が不在のときには、次の表に掲げる第1次代決者が、専決者及び第1次代決者がともに不在のときには、同表に掲げる第2次代決者が専決者の専決事項を代決することができる。

新		
専決者	第1次代決者	第2次代決者
教育長	教育部長	主務の次長
教育部長	主務の次長	部長があらかじめ指名する課長級（標準的な職を定める規則に規定する課長級をいう。）以上の職にある主務の者（各職の基本的職務に照らし、最も適切な者を指名するものとする。以下同じ。）
課長	課長代理を配置する課及び室 主務の課長代理	課長があらかじめ指名する係長級（標準的な職を定める規則に規定する係長級をいう。以下同じ。）以上の職にある主務の者
	課長代理を配置しない課及び室 課長があらかじめ指名する課長級、課長代理級又は係長級の職にある主務の者	

2～4 （略）

5 専決者及び代決できるとした者がともに不在の場合は、当該専決者の上級職位の者の決裁を受けなければならない。

（決裁手続）

第12条 決裁を受けようとする者は、係長の承認を受けた後、順次、上位の職制上の段階におけるライン職（当該決定事項に係る職に限る。）にある者の承認を経て、教育長又は専決者の決裁を受けるものとする。

2 前項の規定により決裁を受ける事項について必要と認めるときは、課員等に供覧するものとする。

3 第1項に規定する決裁の手続が合理的でないと認められる場合は、部長又は課長の指示により、適切な意思承認及び円滑な事務遂行を妨げない範囲において、ライン職にある者のうち一部又は全部の者の承認を省略し、又はライン職以外の職にある者をライン職とみなして承認を受けることができるものとする。

旧		
専決者	第1次代決者	第2次代決者
教育長	教育部長	次長（所管する事務に限る。）
教育部長	主務の次長	
課長	課長代理を配置する課及び室 課長代理	課長があらかじめ指名する課長代理の直近下位の職にある者（ただし、所管する事務に限る。）
	課長代理を配置しない課及び室 課長があらかじめ指名する直近下位の職にある者（ただし、所管する事務に限る。）	

2～4 （略）

5 専決者及び代決できるとした者がともに不在の場合は、当該専決者の上級職位の決裁を受けなければならない。

（決裁手続）

第12条 決裁に至るまでの手続は、決裁事項を所管する係長又はこれに相当する職にある者から順次所属の上級の職にある者の決定を経て、教育長又は専決者の決裁を受けるものとする。

2 前項の規定により決裁を受けた事項について必要と認めるときは、課員等に供覧するものとする。

条例・教育委員会規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：教育総務課

議案番号：第 30 号

件 名：長浜市教育委員会公印規則の一部改正について

第 1 提出理由

電子決裁システムの運用にあわせて一部改正された長浜市公印規則（平成 18 年長浜市規則第 9 号）との整合を図るため、長浜市教育委員会公印規則（令和 3 年長浜市教育委員会規則第 4 号）の一部を改正するもの

第 2 要点

- 1 長浜市公印規則にあわせた文言に修正
- 2 長浜市公印規則にあわせて様式第 1 号（第 8 条関係）を削除

第 3 施行期日

公布の日から施行する。

長浜市教育委員会公印規則の一部改正について

長浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定することについて、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 20 日提出

長浜市教育委員会 教育長 織田 恭淳

長浜市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

長浜市教育委員会公印規則（令和 3 年長浜市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「又は公印特別使用承認簿（様式第 1 号）」及び「並びに文書収発簿」を削る。

様式第 1 号を次のようにあらためる。

様式第 1 号（第 8 条関係）削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長浜市教育委員会公印規則の一部改正

新旧対照表

新	旧
(公印の使用) 第8条 公印を使用しようとするときは、当該文書に係る決裁済の原議及び押印すべき文書を公印管理者に提示して、使用の承認を受けなければならない。ただし、公印管理者が特に認めたときは、この限りでない。 2・3 (略)	(公印の使用) 第8条 公印を使用しようとするときは、当該文書に係る決裁済の原議又は公印特別使用承認簿（様式第1号）及び押印すべき文書並びに文書収発簿を公印管理者に提示して、使用の承認を受けなければならない。ただし、公印管理者が特に認めたときは、この限りでない。 2・3 (略)

新
<u>様式第1号（第8条関係）削除</u>

様式第1号 (第8条関係)

公 印 特 別 使 用 承 認 簿

年 月 日	件 名	提 出 先	部 数	押印数	取扱者印	決裁者印	公印管 守者印	備 考

令和６年長浜市議会１２月定例月議会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものであり、実際の答弁とは異なる場合があります。

◆個人質問

質問者	質問要旨	答弁要旨	答弁者	担当課
藤井 登 １－（１）	長浜市内の公立幼稚園では定員割れが続く、保護者のニーズが認定こども園や保育園に移行している現状がある。このような状況を踏まえ、利便性や教育環境の向上、地域社会との共生、自然豊かで安全な環境での質の高い教育の提供を目指す必要があると考えるが、市として、公立幼稚園の在り方についての考えを問う。	市内公立幼稚園８園について、共働き世帯の増加や低年齢かつ長時間の保育ニーズが高まっている影響で、園児数は過去５年間で２１３人減少している。 公立幼稚園では、健やかで心豊かな子どもの育成を目指し、各園で特色ある教育に取り組んでいるところである。しかしながら、園児数の減少により、こどもが成長するうえで必要な集団生活での協調性や主体性等に、影響があると考えている。 現在、学校を含む再編の在り方について、令和７年度末に「学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」の策定に向け、取り組んでいるところである。 しかしながら、北郷里幼稚園については、ここ数年、全園児数が１０人程度を推移し、今後も園児数が増える見込みがないことから、こども達の学びへの影響を懸念し、保護者や地域のみなさまのご理解を賜り、来年度から休園することとなった。 今後も幼稚園児の減少が見込まれるため、保護者や地域のみなさまのご理解ご協力を賜りながら、幼稚園の統廃合や民間移行を進めていきたいと考えている。	教育部 長	幼児課
	（再問） 統合や園児が減っていくことありきではなく、もっと幼稚園としてどんな特性・特徴を出せば、子ども達が幼稚園に残ってかつ増えていくのかという方向で考える必要があると思うが、見解を問う。	確かに園の魅力を高めて、そこへ来ていただくというのは我々としても望んでいるところである。しかし、共働き世帯の増加に相まって低年齢かつ長時間の教育保育を望んでいる家庭が増えているのが実情で、今幼稚園に来ている方の中でも、保育園に入りたかったが、保育園に入ることで点数に満たないため、幼稚園に来ている方もある。そのような方は、長時間保育や延長保育を望んでいる方が多い。従って、このような現状を考えた時に、単に幼稚園の魅力を上げるだけでは、なかなか園児数を増やすということに結びつかないと教育委員会としては分析している。		
	（再々問） 幼稚園は教育、保育園は保育というすみ分	ご存じのとおり、長浜市では教育委員会事務局で、保育園も所管している。これは保育も含めて教育を行っているということで、他市町に先駆けて		

	けは絶対に必要で、保育園に行けない子が幼稚園に、幼稚園は長時間ではないから保育園ということは、教育と保育の本来の姿を逸脱しているように思う。統括部が違うように、教育と保育はきっちりと分けて、教育という形で幼稚園をみていただきたいと思うが、見解を問う。	教育部門で所管をしている状況である。 現在も、保育園だから保育だけ、幼稚園だから教育だけをしている訳ではなく、園に就学される方全員を、教育の分野も含めて、保育教育をさせていただいている。この点は、ご理解いただきたい。 そのようなことをやっているの、保護者はなおさら保育園、認定こども園での長時間の保育を望んでおられると分析している。		
藤井 登 2－(1)	いじめの早期発見と迅速な対応は、いじめ防止の重要なポイントである。市内の学校では、スクールソーシャルワーカーや専門家の協力を得て支援体制を強化しているとのことだが、現場の教員がいじめを見つけやすくするために、どのような新たな支援が必要だと考えるのか。また、いじめが起きた場合に、対応をより早く適切に進めるには、どのような工夫が必要だと考えるか問う。	教員がいじめを見つけやすくするためには、子どもの抱える問題や異変により早く気づくことが大切である。そのために、学校では、子どもと日常的にコミュニケーションを取ったり、教員同士でその様子を共有する場を設けたりして、子どもの変化を見逃さないように努めている。 対応をより早く適切に進める工夫として、企業等と連携しながら新たなデジタルツールを活用したシステムの構築を目指している。 毎朝の健康観察のデータや子ども自身によるアンケート等、様々なデータを集約して可視化することで、すべての教員が変化に気づきやすくなる研究を行っている。	教育長	教育指導課
藤井 登 2－(2)	いじめの重大事態が起きたときに調査や審議を行う「長浜市学校いじめ問題対策委員会」について、より効果的に対応するためには、どのような体制づくりが必要だと思うのか。	長浜市学校いじめ問題対策委員会は、法律・福祉・心理等の専門家で構成され、いじめ問題に係わる事例検討及び対応策やいじめ防止策の協議を行っている。また、いじめ防止対策推進法に規定されるいじめの重大事態に係る事案が発生した時には、学校や教育委員会が行った調査に対して、いじめか否かの審議や、関係児童生徒への支援方法、学校の再発防止への助言・提言を行う体制を整えている。	教育長	教育指導課

	また、委員会が迅速で的確な対応をするためには、どのように情報を共有し、関係機関との連携を強化していくべきか問う。	委員会が迅速で的確に情報を共有するために、本年度より学校教育に精通した第三者を「専門委員」として配置し、学校へ出向いて調査する体制も整えた。この専門委員が中心となり、学校や教育委員会と、警察や児童相談所、医療機関等との連携強化に努めていきたいと考えている。		
	(再問) いじめの認知件数が増加しているのは、先生方が小さいいじめも積極的に認知しているからだと思う。このことを、アピールしていくべきではないか。	数年前から、「いじめの疑い」も「いじめ」として認知するよう指導しており、認知件数が増加している。そのことが、いじめの早期発見につながっている。	教育長	教育指導課
藤井 登 2-(3)	いじめ防止には、学校だけでなく地域全体での取組が大切である。現在の学校の支援体制をさらに強化するために、地域住民とのつながりを深めていくべきだと思うが、市の考えを問う。	学校と地域住民とのつながりを深めていくことが、学校教育の質を高め、地域全体で子どもたちを支える基盤となり、いじめ防止にもつながるものと考えている。 現在、地域の方々には、ボランティア活動やスクールガードなど、学校支援・見守り活動にご協力をいただいている。また、学校運営協議会においても、児童生徒の現状を共有し、ご意見等をいただいている。これらの多くの目で子どもたちを見守っていただいていることで、いじめの早期発見につながった事案も把握している。 引き続き、学校開放や体験学習会などを通じて、地域住民とのつながりを深めていく。	教育長	教育指導課
	(再問) 具体的にどのように地域住民と連携していくか。	一定の期間、学校を開放し地域住民にも学校へ来ていただく機会を作っている。また、地域の方が参加される会議においても、登下校時のあいさつや、地域のごみ拾いなどの機会において、地域全体での子どもたちの見守りをお願いしている。	教育長	教育指導課
	(再々問) 開放すると、不審者も学校へ入ることもあるが、その点はどうお考えか。	学校開放時は、来校者からのインターホンによって校舎の施錠を解除している。また、記帳をお願いしたうえで、随時、授業のない教員による見回りを行っている。	教育長	教育指導課
藤井 登 3-(1)	令和4年6月定例月議会で掲げられた「3年後に全国平均を超える」という目標に対し、	まず、基本的な考えとして、目標は具体的に高く設定すべきと考える。全国学力・学習状況調査では、文部科学省が求めている学力が身につけているかが問われているため、全国平均を一つの基準	教育長	教育改革推進室

	現時点でどの程度達成できていると認識しているのか。また、その進捗状況の課題をどのように分析されているのか問う。	として教育を行うことは、当然の責務と考える。 現時点では、全国平均を超える結果となっていないが、現中学3年生について、小学6年生の時の成績と比較すると、国語科では2.6%、算数科・数学科では1.7%、全国平均との差は縮まっている。過去の調査結果についても同様の結果が見られ、これまでの学力向上策の成果が、一定表れているものと分析している。 教育委員会では、一昨年度より学力向上専門プロジェクトチーム会議を開催し、専門家の意見を聞きながら、教育施策につなげてきた。その中で、教員の指導力向上が重要であるとされ、子どもが自ら学ぶ授業への改善に取り組んできた。また、「A I 型ドリル教材」を導入し、「知識・技能の定着」にも取組を進めてきた。 この授業改善及びI C T活用は進み、変容が見られつつあるが、十分定着していないことを課題と捉え、これからも改善に努めていく。		
	(再問) 本来の目的は自ら苦手な箇所を見つけ、その対策をしていくのが本来の学力調査の目的だと認識しているため、平均を超えるなどでなく、自らの弱点が判明しそれを今後どう対策していくという方向にシフトしていただきたい。 令和6年度、令和5年度、令和4年度の学力調査の結果を見ると、結果概要のまとめ方が同じ表現になっている。年度によって、新しい気持ちでどのような方針とするのかということやはり必要で、大事にしていきたいと思うが、考え	そのような表現にしているのは、エビデンスを重視しそれを基に取り組んでいかなければならないことを強く感じているからである。 学力学習状況調査のデータは、長浜市D Xフェローと協働してしっかり分析をしていただいている。今年度はデータをさらに、学校ごとに分析をしていただき、その学校の強み・弱み、そしてデータによるエビデンスに基づいた取組へとさらに発展させている。 文言的には同じような表現としているが、中身は全く違って、さらに具体化されているということをご理解いただきたい。	教育長	教育改革推進室

	を問う。			
	(再々問) きっちり取り組まれているのは分かるが、最後の結びの言葉が全く同じであり、やはりここを変えることに意味があると思う。 毎年、違う方が書いていると思うので、当然エビデンスは大事であるが、その方が感じた気持ちも大事だと思うので、そこも重視していただきたいと思うが、再度考えを問う。	おっしゃるとおり、その気持ちをしっかりと表せられるように、次年度以降、改善していきたいと思っている。	教育長	教育改革推進室
藤井 登 3-(2)	令和4年6月の段階で、児童生徒の学力を十分に把握した上での目標設定だったとは考えにくく、課題を整理せずに高い目標を掲げた結果が、現在の状況に繋がっているのではないかと思う。この点について、市はどのように認識されているのか問う。	子どもたちの学力向上を図ることは、教育に携わる者としての一丁目一番地です。さらに、一問目でお答えしたように、全国平均を一つの基準として教育を行うことは、当然の責務と考えている。 令和4年度当初、学力向上専門プロジェクトチーム会議において、それまでの調査結果をもとに課題を整理・分析し、目標につながる施策を検討した。その中で、本市には、授業改善の必要性や家庭と連携した中での教育等に課題が見られることが挙げられ、子どもが自ら学ぶ授業、いわゆる「長浜スタイル」への授業改善やICTを活用した授業づくりに取り組んできた。 したがって、課題を整理せずに、高い目標を掲げたということではない。	教育長	教育改革推進室
	(再問) この内容を詳しく見ると、令和5年度と令和6年度に、自分の考えを文章で伝える力が課題になっているが、これも同じ文言が2年連続である。 同じ文言ということは、課題は同じであり、すぐに解決できないと	同じような課題が続いているということは事実である。当然、それに向けて、子どもたちの文章力あるいは読み解く力というものを改善するための授業改善を各学校においておこなっている。課題が同じであるため、そういう文言になったと思うが、やはり議員おっしゃるとおり、取組方法や状況等の過程を書き添えながら、こういった努力が必要であるということが分かる表現にできるようにしていく。	教育長	教育改革推進室

	も読み取れるが、解決過程は書くべきである。過程がなく、結果が同じ内容であるなら、その1年間は何していたのと思うが、見解を問う。			
藤井 登 3-(3)	現状を客観的に把握した上で、令和6年度の全国学力調査の結果を受けて、目標達成に向けた今後の具体的な改善策について問う。	国立教育政策研究所は、今年度の全国の調査結果から、授業の中で主体的・対話的で深い学びに取り組んだ児童生徒は、各教科の正答率が高い傾向が見られると分析している。このことから、本市が現在、取り組んでいる授業改善の方向性が間違っていないことを確信するものである。 この授業改善は、先にお答えしたテストの点数だけでなく、非認知能力の育成も含めた「真の学力」の向上につながるものである。目標達成の指標として「子どもたちが将来の夢や目標について肯定的な考えをもつこと」を掲げており、調査結果では、年々、肯定的な回答が増えている。あわせて、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」や「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」の質問については、小中学校ともに全国平均を上回っている。これらのことは、非認知能力の分野においても、一定の成果が表れていると捉えている。今後も、現在の取組を継続していく。	教育長	教育改革推進室
	(再問) 真の学力向上に向けて、令和4年6月の市長表明の中で、将来の夢や目標を持っていますかという質問に対して、肯定的な回答の児童100%を目指したいと表明された。その項目はいまだに続いているが、令和元年の割合は、小学生81.9%中学生65.3%であった。それが、令和3年、4年、5年、6年になるに従って減ってい	令和元年との比較は、現在資料を持ち合わせておりません。しかし、令和4年から見ると、徐々に上げてきているということを、私自身では認識している。肯定的な回答をあげるための施策としては、授業改善だけではなく、やはり将来的な夢や目標ということなので、キャリア教育や地域の方々との連携を通じて上げていこうと取り組んできたところである。令和元年に追いつく、あるいはそれを超えて100%を目指すということで、引き続き取り組んでまいりたいと思っている。	教育長	教育改革推進室

	る。１００％を目指しているのに結果的に減っているような状況であるが、どのように考察されているのか、見解を問う。			
	(再々問) 目標と夢は分けていただきたいと思う。子どもたちに寄り添うとなれば、まず目指せる目標、ここまでなら達成できるという目標を置いて、それをクリアし次の目標へという形にして、もともと夢と思っていた部分が結果的にたどり着ける目標になったという段階が必要だと思う。 １００％を目指せばいいというのは、個人的には乱暴な表現のような気がするが、見解を問う。	１００％というのは、人と比べてどうこうするというものではない。それぞれの子にあった、その子が考える目標に対してみんなが向かっていけるようにという意味である。 夢と目標を少しずつ考えて段階的にやるというのは分かっているため、学校現場の教員はそのように話をしていると思う。おっしゃるようにしっかりと段階を踏みながら、子どもたちが目標と夢を持てるようにしていきたいと考える。	教育長	教育改革推進室
藤井 登 ４－（１）	各小学校におけるスクールガードの登録者数が減少傾向にある。特に高齢者の登録が多い現状を踏まえ、若年層の登録を増やすために、市としてどのような具体的な施策を講じるつもりか問う。	市内各小学校区では、地域の子どもの安全を守るため、スクールガードによる見守りを進めているところだが、登録者数は年々減少しており、この４年間で約２割減少している。スクールガード登録者の高齢化、高齢者の就労年齢が上がったこと、共働き世帯の増加が、その要因であると考えている。 このような状況ではあるが、当市では、公式Ｘでの活動の様子の掲載、各小学校では、学校だよりやホームページなどを通じて、スクールガードの募集を行っているところである。 今後はより多くの人に、この活動の必要性や募集情報を届けるために、「広報ながはま」や市公式LINEなども活用して、登録者が増えるよう呼び掛けていきます。議員の皆様の中には、既にご協力いただいている方もおられるが、地域の子ども	教育部長	すこやか教育推進課

		たちの安全を守るため、さらなる協力をいただけると幸いである。		
	(再問) 通常は下校時の 2 : 5 0、3 : 4 0 の 2 回に分けて担当の方が立っている。現状は顔見知りの地元の方が立番を依頼しても無理である。やめる方は高齢者で 1 5 ~ 2 0 年間も活動された人もいる。私も立っているが雨や雪で危ないシーンはある。人数を確保するには啓発として広報誌で依頼するだけでなく、もう少し踏み込んだ策は無いのか。	朝の立番はおられるが、夕方が厳しいのはやはり通常の勤務をされているためであり、なかなか協力いただけていないのが現状である。考えられる策としては、近隣の事業所へ協力依頼をするなど従業員の方に 1 0 分程度を会社ぐるみで協力いただくなど新たな方策を考えていく必要もあると考えている。 ただし、企業の少ない田園地域で立番をする場合はそれも難しいが、農繁期であれば田んぼで農業をしている方もおられるので、子どもの姿を見て交差点等で声掛けしてもらうことはできると思う。そういったことも含めて様々な方策を考えていきたい。	教育部長	すこやか教育推進課
	(再々問) 人数が減り私の自治会では月 1 回が月 2 回の立番になった。この負担でさらに辞退される方が増えるといった負の連鎖を恐れている。一度、減少すればまた増やすことは難しい。協力いただくためにはどういう声掛けが良いと思うか。	協力者のモチベーションを上げてもらう方法として毎年、地域安全長浜市民大会の中で活動に対する表彰しているが、併せて 1 1 月 3 日の市政功績者表彰も活用しつつ功績に光をあてていきたい。子どもの安全が守られていることを広く伝えて活動の意義を広め、モチベーションの向上に努めていくことが大切と考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
藤井 登 4 - (2)	地域全体で子どもたちの安全を見守る体制を強化するためには、スクールガードに加えて、青少年センターや地域団体、関係機関との連携が重要である。これらの団体との連携強化に向けた具体的なプランや進捗状況につ	これまでから、特に下校時の子どもの安全を見守るために、青少年センターや地域の警察署員、市の防犯自治会などがパトロールを定期的に行っている。その他、子ども 1 1 0 番の家も 9 0 0 を超える家庭に登録をいただいている。 また、不審者や野生動物への対応についても、情報が入り次第、各関係機関と情報を共有し、パトロールの強化を行っているところである。 今後も、子どもの安全のために速やかな対応ができるよう関係機関との連携を深めていく。	教育部長	すこやか教育推進課

	いて、どのように取り組んでいくのか考えを問う。			
	(再問) 私も子ども１１０番の黄色いポールを設置しているが、１５年間設置していても誰も訪ねて来ない。それだけ安全と考えたら良いが本当に機能しているかの検証も大切だと思うがどうか。	もちろん検証は必要と考える。まずもって子ども１１０番のポールが設置されていることで一定の抑制効果はあると考えている。安全上を考えた場合はポール設置の有無でやはり抑制効果につながっていると思うので、そういったことも併せて検証していきたい。	教育部長	すこやか教育推進課
藤井 登 ５－（１）	「より質の高い、生きる力の基礎を培う就学前教育」を目指している中で、これまでの取り組みの成果をどのように評価されているのか。また、今後さらに教育の質を向上させるために計画している新たな施策や目標について問う。	これまでの取り組みと成果として３点お伝えする。 まず１点目は、国の教育要領等の改訂に伴い、子どもの主体的な遊びを大切にした教育保育となるよう、長浜市就学前教育カリキュラムを見直した。このことを受け、例えば、大学教授に指導を受けながら、園庭環境を充実させることで、子どもたちが主体的に生き生きと遊ぶ姿が見えてきている。 ２点目は、特別支援教育士の資格取得を進めた。令和７年度までに計画の目標値である５人が取得できる見通しである。資格を取得した保育者が、研修会や相談会を実施することで、インクルーシブな視点での環境構成や、ひとりひとりのこどもに合わせた支援につながっている。 ３点目に、園小中が連携を強化する体制を整えた。地域ごとに先生や保育者が、お互いの保育や授業の様子を見たり、意見交換をしたりする機会が増え、０歳から１５歳までの連続した教育・保育の推進につながっている。これらのことから、第３期計画については、一定の成果を得られたものにとらえている。 今後は、まずは必要な職員数を確保すること、あわせて保育者同士が学び合う機会をさらに増やすことに取り組んでいく。民間園も含め、全ての就学前教育施設を教育委員会が所管していることのメリットを最大限にいかし、「生きる力の基礎を培う就学前教育の充実」を図っていく。	教育長	教育指導課・幼児課
	(再問)	その点は、全国的に課題となっており、本市や滋	教育長	幼児課

	教員を増やすにも、なかなか成り手がなく教員採用に関しても倍率が低いことは、教育の質という観点で考えるとこれでいいのかという疑問が沸く。 教員の増加と、教員の資質の確保とのバランスが取れるのか、このようなことをどう想定されているのか、見解を問う。	賀県においても同じである。ただし、先生や保育士がいないことには、教育・保育は成立しない。やはり計画的な採用は必要だと考える。そして、就学前も含めて、経歴が浅い教員については資質の向上のために、研修・研究を進めていかなければならないと考えている。 ただし、学校も園も非常に忙しいため、やはり先生方が研修や研究のできる時間の確保、いわゆる働き方改革も含めて取り組んでいかなければならないと思っている。		
藤井 登 5－（３）	市民一人ひとりが個性や多様性を認め合い、人権を尊重する社会の実現に向けて、本市の教育現場ではどのような取組を行っているのか。 また、その成果をどのように測定し、課題解決に結びつけていくのかについて問う。	第３期長浜市教育振興基本計画には、学校現場での人権尊重の取組については明確には示されていない。この場では、長浜市教育行政方針に示された人権教育について、学校現場での取組等をもとに説明させていただく。 教育現場では、日々の活動の中で人権教育を重視している。特に、人権学習では、発達段階に応じて人権について深く考え、個性の尊重と多様性を認め合える児童生徒の育成に努めている。さらに、教職員を対象とした長浜市人権教育研究大会や推進学区における公開授業により、理解を深め、鋭敏な人権感覚を養う研修を実施している。 人権教育推進の成果としては、全国学力・学習状況調査の「自分にはよいところがある」と答えた児童生徒の割合を指標として検証している。令和６年度は、中学校で目標値７８．０％に対して、８１．０％と３．０％上回った。小学校では目標値８６．０％に対して、８４．４％と１．６％届かなかったものの、令和２年度の計画策定時よりも２．８％上回っている。また、先に答弁した通り、いじめに対する児童生徒の意識も、小中学校ともに全国、県の数値を上回っている。これらの結果から、本市の学校現場での人権教育については、着実に成果が上がっているものと考えている。 今後も、児童生徒の自尊感情を高めるとともに、人権を尊重する実践的態度を身に付ける人権教育を推進していく。	教育長	教育指導課
多賀 修平	前回の９月定例月議	９月定例月議会の答弁については、教育委員会	教育部	教育指導

1-(2)	会において、教育委員会からは就学前施設や学校での避難訓練や、防災教育の実施について答弁をいただいているが、虎姫地域は水害リスクが高い地域であることから、特に市の防災危機管理局との連携も必要であると考えている。そこで、前回の私の質問の後、教育委員会と防災危機管理局とが協議されたのか問う。	と防災危機管理局で共有している。答弁後については、大きな状況の変化がなかったため、今のところ改めての協議は行っていない。 しかしながら、市内全ての校園で児童生徒が安全に過ごすための様々な対策と教育活動を進めていることをご理解いただきたいと考える。 今年度も市内小中学校、義務教育学校のうち11校が、水害に対する防災教育を実施している。特に、虎姫学園においては、3年生で町探検、4年生で滋賀県流域政策局流域治水政策室による出前講座を実施している。この講座は、平成28年からの継続した取組で、フィールドワークや水害リスクの学習、浸水歩行体験等を行う。 今後は、より効果的な防災教育を行うために、防災危機管理局はもとより滋賀県とも連携し、ハザードマップや避難場所、避難経路等について最新の情報を発信するなどして、児童生徒が災害時に適切な対応が取れるよう、引き続き努力していく。	長	課
加納 義之 4-(1)	この戦略では、児童生徒等が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するための取組を行うとあるが、本市の状況について問う。また同戦略には薬物乱用防止教室の充実強化との記載もあるが、本市の実施状況について問う。	本市では、担任や養護教諭が薬物乱用防止教室を参観したり、関連機関から配布されるパンフレットを用いて研修したりして、薬物乱用防止に関して科学的知見に基づいた適切な指導ができるように取り組んでいる。 また、令和6年度の本市の薬物乱用防止教室の実施状況については、滋賀県薬剤師会から派遣いただいた薬剤師や青少年センター職員、長浜警察署生活安全課職員、少年補導委員等を講師として招き、市内全ての小中、義務教育学校35校で実施、または、実施予定となっている。 薬物乱用防止教室では、麻薬や大麻などの危険薬物の危険性や有害性についてだけでなく、市販薬の過剰摂取であるオーバードーズの危険性についても子どもたちに伝えている。さらに、誘われたときにきっぱり断ることの大切さや、困ったときの相談の仕方、相談するための専門機関についても紹介している。	教育長	教育指導課
加納 義之 4-(2)	学校には、学校保健安全法により学校医、学校歯科医及び	ご質問のとおり、普通交付税を算出する根拠の一つとして、学校医、学校歯科医、学校薬剤師への報酬分については市が必要とする需要額の一部と	教育部 長	すこやか 教育推進 課

	学校薬剤師を置くことが義務付けられている。当然そこには報酬も発生しその財源としては、国からの普通交付税において措置されていると思うが、長浜市においての現状を問う。	して積み上げられていることから、交付税措置されていると考えている。 なお、定期健診時の報酬については、基本報酬と人数に応じた検診料をお支払いしているところである。		
	(再開) 県内の学校薬剤師の報酬を調べた。長浜市と同規模の近江八幡市や彦根市において年報酬は小学校で12万円、中学校で近江八幡市は12万円、彦根市は10万円である。長浜市は小中学校ともに6万円であるが少し安すぎないか。薬剤師による学校指導をしてもらっているのか金額に見合っているのか見合っていないのかわからない。他市と比べて交付税がそんなに変わらないと思うがその見解を問う。	学校医の報酬については若干、市町によって異なる状況である。ただ長浜市が支払う報酬額は米原市と湖北薬剤師会と協議して決定させていただいた経過があるため、この部分については米原市も含めて検討する必要があると考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
伊藤 喜久雄 3-(1)	「ながらスマホ」による事故を防ぐために、学校の授業で実施されている交通安全教育や特別授業では、どのようなプログラムや教材を活用して危険性を伝えているのか問う。	今年度、各校における取組としては、交通安全教室においてDVDの視聴や、講師で招いた警察官による講話、あるいは長期休業前の学級活動の話の中で触れるなどして指導を行っている。また、中学校においては交通安全週間に合わせて生徒会委員会による啓発の取組を行ったところもあると聞いている。 また、スマートフォンやSNSの利用をテーマとしたPTA親子講演会や長期休業中のしおりや学校だより等を活用し、「ながらスマホ」の危険性について親子で考えてもらう機会を設けている。 今後も、子ども達が知識と実践力を養い、自分	教育部長	教育指導課

		の命・他人の命を守れるように取組を進めていく。		
伊藤 喜久雄 3-(3)	保護者が子どもに対して「ながらスマホ」の危険性について、どのように指導すれば良いのか、アドバイスを問う。	教育委員会では、各校において、交通安全やスマートフォンに関する学習機会を設け、その都度、学校だよりやホームページ等を活用して保護者の方に紹介している。そういった機会をとらえて、家庭でも話題にしていれば良いと考える。	教育部長	教育指導課
	(再問) スマホやSNSの利用に関して保護者からの相談事例はあるのか問う。	具体的な件数の把握はしていないが、学校へ相談はあると認識している。	教育部長	教育指導課
	(再々問) 今年8月のスマホの所有率に関する民間の調査にて小中学生の6割強が保有しているとのことであった。この数字について教育委員会はどのように捉えているか問う。 また、スマホやSNSの使用に関する保護者からの問い合わせに対応するホットラインの創設などを検討してはどうか問う。	学校現場から聞いている感覚では所有率は9割近いと認識している。保護者からの相談については学校、場合によっては警察へ繋ぐなど対応をしている。その他、子どもの人権110番などもあり、ホットライン的機能はすでに整備されていると考える。	教育部長	教育指導課
岩川 信子 1-(1)	待機児童の原因について問う。	本市における令和6年4月1日時点の待機児童数は、11人で、これは、申込者数に対して0.4%となっている。現在、市として待機児童解消に向けて努力を続けているところだが、残念ながら未だ達成には至っていない。 子どもの人口は減少しているが、共働き世帯や核家族の増加などにより、低年齢からの保育を希望される方は、多くなっている。しかしながら、これに対応する保育者の不足が、最大の原因であると考えている。 保育者の配置基準は、子どもの年齢に応じて定められており、特に2歳児以下の乳児クラスは、より多くの保育者が必要となることから、入所を	教育部長	幼児課

		お待ちいただいている現状がある。		
	(再問) 保育士不足に対して、市として何らかの取り組みが必要かと思うが、そのあたりについて問う。	後段の質問にも出てまいります、保育士支援のための補助金等を設けて保育士の確保を図っているところであるが、そもそも、保育士の募集をしても応募がなく、大変苦勞している状況である。	教育部 長	幼児課
	(再々問) 補助金をしていても、成果が上がっていないという解釈でよいのか。	補助金の効果がないのではなくて、補助金をやってもこの状況とご理解ください。	教育部 長	幼児課
岩川 信子 1-(2)	1975年に長浜市が誘致した滋賀文教短期大学が2026年に募集停止されることに伴い、重要な保育士養成課程を維持するために、新たな保育士養成機関を誘致するのか問う。	平成27年8月に「長浜市と滋賀文教短期大学との協力に関する包括連携協定書」を締結し、様々な連携を行ってきた。滋賀文教短期大学様には、長年多くの保育人材を養成し、本市の就学前教育に貢献いただいております、大変感謝している。今回発表された学生募集停止のニュースは、民間園も含め、保育士が不足している現状において、誠に残念に思う。 教育委員会としては、滋賀文教短期大学が担ってきた保育人材養成機能を継続する事業者が参入されることを期待するとともに、関係各部署と連携し、情報収集に努めていく。また、現在、滋賀文教短期大学を含む5つの保育士養成校と、保育及び保育人材に関わる協定を締結しており、今後、他の養成校についても連携協定を締結し、保育士確保に努めていく。	教育部 長	教育指導 課・幼児 課
	(再問) 保育士の養成について、市として企画されていることがあるのか問う。	先ほどの補助金の他にも、現在、5つの養成機関と連携協定を結んで、保育士確保等に取り組んでいるが、さらに協定締結校を増やしていきたいと考えている。協定締結校以外にも20校ほどに実際に訪問して、本市の保育の魅力を伝えし、学生への周知の依頼しているところである。	教育部 長	幼児課
	(再々問) せっかく滋賀文教短期大学に跡地ができるので、そこを利用して養成校を作るような計画を進めていくことはできないのか。	来年度からの募集停止を公表されているが、学生の皆さんが卒業されるまでは、大学様の持ち物であるため、大学側から要請があった際には、一緒に考えていきたい。	教育部 長	幼児課

岩川 信子 1－(3)	保育士の資格取得後に、市内での定着を促進するための支援策は、どのように整備されているのか問う。	現在、保育士等の人材確保策として、奨学金の返済を支援する「長浜市保育士等奨学金返還支援金」、市外から転入した保育者の家賃の一部を補助する「長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金」、さらに、再就職への応援金として「長浜市保育士等の再就職定着応援金」の3本の矢といわれる事業を実施している。 これらの事業は新規採用者のアンケートで7割が認知しており、本市の園を受験するきっかけとなっており、人材確保の一助となっている。 また、先程も申しあげたように、5つの保育士養成校との協定締結のほか、保育士募集の時期には、県内外の養成校を訪問し、就職希望者に対する周知を依頼している。 さらに、広く保育士を獲得するため、就職フェアに出展し、本市の保育や魅力を発信している。	教育部 長	幼児課
	(再問) 保育士確保のために、働き方や労働条件がよくなるようなことは何か検討されているのか。	そもそも保育士の数が足りていないことから、現場に疲弊が出てきている。保育士の確保については、補助金以外にも、より多くの保育士の方に来ていただくために、働き方改革を進めていくことが喫緊の課題であると考えている。	教育部 長	幼児課
岩川 信子 2－(1)	共働き家庭の増加によりPTA活動の参加が困難な保護者が増えていくと聞くが活動の状況と課題について問う。	本市においては、全ての学校にPTA組織があり、教育講演会や広報紙の発行、環境整備活動、親子イベントなど、いろいろな活動を行っている。しかしながら、共働き家庭の増加や働き方等が大きく変化する中、今まで通りの活動を継続していくことは難しくなりつつある。	教育長	教育指導 課
	(再問) 参加が難しくなる中で、こういった対策をされているのか。またイベント等ではどういった成果があったのか問う。	打開策については、次の質問でお答えする。イベントの成果については、スマートフォンやゲームなど、保護者が悩んでいることについて講演会などを通じて共に考える機会を持つことができたことであり、今後もそういった機会を持つことが重要であるとする。	教育長	教育指導 課
	(再々問) これらの取組に対して、保護者から内容の要望等はあるか。	子育ての悩みについて要望がある。学校現場においては、担任や学年主任が相談にのるだけでなく、PTA講演会等で研修を行うなどしている。	教育長	教育指導 課
岩川 信子 2－(2)	PTA活動の負担軽減や効率化が必要と考え	市としては、長浜市PTA連絡協議会事務局として座談会や研修会を開催し、活動や組織に関す	教育長	教育指導 課

	るが、市としてP T Aに対してどのような支援をされているのか問う。	る悩みや課題を相談したり、先輩方から経験談や他市町の事例を聞いたりする場を設けている。 このことが、活動の質の向上や、組織のスリム化等、各校P T Aの課題解決や負担軽減に繋がっていると考えている。		
	(再問) 負担の軽減に繋がっているとのことだが、こういった成果があるのか問う。	長浜市P T A連絡協議会は各校P T A代表者の集まりであるため、各校の取組などいろいろな情報が入ってくる。例えば、I C Tを活用した負担軽減の事例や研修会の講師などである。それらを交流できる横のつながりが成果だと考える。	教育長	教育指導課
岩川 信子 2-(3)	P T A活動に参加できない保護者に対する参加促進のため、民間団体とP T Aが連携して活動している他市での事例が様々あるが、本市の考えについて問う。	本市においては、総会資料等のデータ配布や、ラインによる情報の共有、オンライン会議システムの活用等、仕事や家事等で学校に出向けない保護者が活動に参加しやすいよう工夫しているP T Aもある。 また、全国のP T Aでは、民間企業等に事業の企画や運営の補助等を依頼し、活動への負担軽減を図っている事例もみられる。 本市としては、長浜市P T A連絡協議会研修会などで、このような事例についても紹介していく。	教育長	教育指導課
岩川 信子 3-(1)	浜ちりめんのような長浜市の伝統文化を継承することが重要であるが、文化学習の一環として、茶道体験のように和装体験を授業に取り入れている学校はあるのか問う。	伝統文化継承の一環として、多くの学校で茶道体験が実施されている。 同様に、和装体験についても実施をしている。小学校では、全ての学校で、社会科や総合的な学習の時間の一環として、浅井歴史民俗資料館での「昔の暮らし体験」を取り入れており、その中で着物を着る体験を行っている。また、地域の伝統文化に触れる機会として着付け体験を実施したり、着物や甲冑、兜を身に付けて地域行事に参加したりしている学校もある。 中学校では、伝統文化の学習の一環として、剣舞などの講座の中で袴を着用する体験を行っている学校や、家庭科の授業で外部講師を招き、浴衣の着付け体験を実施している学校がある。 このように、多くの小中学校で、和装文化に触れる活動を行っている。	教育長	教育指導課
	(再問) 京都市の和装文化体験など他市で成功している事例がある。それ	今ご紹介いただいた事を、各学校に周知し、それぞれ学校で特色を生かしながら取り組んでもらうことは可能である。	教育長	教育指導課

	を参考にして今後進められないか。			
	(再々問) 着付け教室等などによって、着物を着て外に出かけることはないのか。着付け教室の中で着用するだけか。	いろいろな場面で体験をさらに広げていくことは大事である。各地域でさまざまな祭り等、地域の行事が盛んに行われている。そういう機会の中で、全ての学校というわけではないが、子ども達は今現在も体験している。それを続けていただければと思う。	教育長	教育指導課
岩川 信子 3-(2)	伝統文化の継承を目的として、学校教育において外部講師を招いた着付け教室等、和装体験をカリキュラムに導入する計画はあるのか問う。	市として外部講師を招いた着付け教室や和装体験を正式にカリキュラムに導入する計画はない。 先にお答えしたように、すでに各学校では地域ごとの特色を生かし、伝統文化を学ぶ機会として、着付け教室や和装体験などの体験学習を実施しているため、ご理解いただきたい。	教育長	教育指導課
村山 さおり 3-(1)	タブレットを使用する宿題がない日でも、タブレットを持ち帰っていると聞いているが、その理由を問う。	タブレットは文房具と同じ学習ツールの一つと考えている。宿題の有無に関わらず、タブレットを持ち帰ることで、家庭でも児童が自主的にA I型ドリルソフトを使った学習やインターネットを活用した調べ学習などを行うことができる。 このことは、児童が自分に合った学び方を選択し、自主的に学ぼうとする力を育むために重要なことだと考えている。 また、感染症や自然災害などによる突発的な臨時休業時でも、学校からの一斉連絡や課題の配信、オンライン授業などをスムーズに行うことができるため、常時タブレットを持ち帰るように指導している。	教育部長	教育改革推進室
	(再問) 長浜市内すべての小中学校で、毎日タブレットを持って帰っているということでしょうか。	基本はそのような指導をしている。	教育部長	教育改革推進室
村山 さおり 3-(2)	各学校間の授業や家庭学習等において、タブレットの活用度の差はないのか問う。	全国学力・学習状況調査の結果では、週3回以上使用していると回答した本市の小学6年生は78.2%、中学3年生は91.8%となっており、国・県平均がそれぞれ50～65%ですので、長浜市のタブレットの活用率は非常に高い水準にある。しかしながら、学校間でのタブレットの活用率には、若干の差が存在する。	教育部長	教育改革推進室

		教育委員会としては、次のような取り組みを進めることで、学校間の差を縮める努力をしている。 まず、各学校のＩＣＴ担当教員を対象とした協議会を定期的に開催し、ＩＣＴ活用事例を共有している。また、文部科学省の学校ＤＸ戦略アドバイザーによる研修を受けるなどして、教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図っている。さらに、ＩＣＴ活用に苦手意識を持つ教員には、支援員を派遣して個別に研修を行ったり、授業中にタブレットの活用を支援したりするなど、苦手意識の払拭に取り組んでいる。		
	(再問) 全国的に見ると利用頻度が高いということであるが、実際、今回いろんなご意見をいただいている。 「学校から貸与されているタブレットとの付き合いにはずっと悪戦苦闘している。我が子に時間の制限をかけたりしているけれども、親のわからないうちに家でこそこそYouTubeを見ている。その中で親子での言い争いとかもできてしまっている。」とのこと。家での活用も家庭ごとに差があると思うが、そのような状況についてはどのように考えているか。	議員ご案内の件については、教育委員会としても承知をしている。ただし、一斉に制限をかけられるかどうかということは技術的にハードルが高いとも伺っている。制限をかけてしまうと、先ほど申しあげたような調べ学習等ができなくなってしまうということもある。 今、教育委員会としてはどういった対処をした方がいいか検討している最中であるが、そのような内容は把握しているので、対処法については今後しっかりと検討していきたいと考えている。	教育部長	教育改革推進室
村山 さおり 3-(3)	学習障害等の理由により、板書の書き取りが困難な児童に対して、タブレットの使用を推奨されているのか問う。	各学校においては、学習障害を含む様々な個別の学習ニーズに応じた支援を行っている。板書の書き取りが困難な児童生徒については、タブレットを活用し板書を写真として記録したり、文字起こしの機能を用いたりする方法を教えている。 また、文章を読むことが困難な児童生徒や、日本語の習得が十分でない児童生徒には、文章の読み	教育部長	教育指導課

		上げ機能や、読んでいる箇所が視覚的にわかるように色をつけるハイライト機能、ルビ表示機能などがついたマルチメディアデイジー教科書の活用を推奨している。 今後も、全ての児童生徒が公平に学べる環境を整えるための適切なサポートに努めていく。		
村山 さおり 3-(4)	教科書等教材の「置き勉強」を推奨されていると思うが、低学年では自分自身による判断ができず、教科書等の教材を持ち帰っているように思う。 夏場は水筒がありさらに1kg程度重くなります。月曜日や金曜日は体操服や給食当番の準備物も加わる。 タブレットの持ち帰りが必要であるなら、教科書をPDF化してタブレットに取り込むことはできないか問う。	児童の登下校の負担軽減や安全面の観点から、家庭学習で使わないものは学校に置いておくこと、持ち帰るものが多くなる場合には先を見通して分散して持ち帰ること等を指導している。また、低学年児童には、持ち帰るものを具体的に指示するようにしている。 さらに、教科書が必要な家庭学習では、該当箇所をタブレットの写真機能で取り込むなど、各校で工夫し、児童の登下校の負担軽減に努めている。 ただし、タブレット端末に教科書のPDFファイルを取り込むことや写真に撮ることについては、著作権の関係から、授業で学習している単元のみに制限し、単元の学習が終わった段階で削除するなど、慎重に取り扱う必要がある。	教育部長	教育指導課
田中 真浩 1-(1)	30年ほど続いたデフレでの日本の不況は、外圧ともいえる世界情勢で収入は上がらないのに物価が上がるという悪いインフレに移行した。材料費・水道光熱費・燃料費が高騰する中、学校給食の品質低下につながらないか問う。	学校給食を提供するために必要な経費のうち、食材費以外の経費は市が負担しているため、これらの高騰については、直接学校給食への影響はない。 しかしながら、材料費は、保護者等が負担する学校給食費が財源となるため、現行の学校給食費では、これまで通りの栄養バランスと量を確保した給食の提供は困難な状況である。 令和4年度から物価高騰分の予算は、国の交付金の活用や一般財源の補填により、保護者の負担を求めることなく対応してきたが、物価高騰は続いていることから、質の低下を招かないためにも、給食費の改定も必要と考えている。	教育部長	すこやか教育推進課
	(再問) 材料費等が高騰しても学校給食の質の低下を招かないよう	基本的な部分はしっかり対応していきたいと考えているが、材料費の部分については一定、物価高騰分について改定も必要ではないかと考えている。	教育部長	すこやか教育推進課

	努力していくということか。			
田中 真浩 1-(2)	物価高騰が収まる気配を見せない中で品質を落とさず、量を落とさず、給食を支給すればコストが跳ね上がると思われるが、給食無償化継続に向けた財源対策をどう考えておられるのか問う。	本市の小学校学校給食費の無償化については、次代を担う子どもたちのすこやかな成長を市民全体で支え、加えて子育て世代の経済的負担の軽減に取り組んでいるところである。 本事業の財源については、子ども未来教育基金及び一般財源を活用し、年間約2億4,000万円の補助をし、事業を推進しているが、現在、国で検討されている様々な制度の見直しにより、税収減という大きな影響を受ける場合は、財源の確保について、慎重に検討していかなければならないと考えている。 なお、全国的な給食費無償化については、昨年度文部科学省による実態調査が行われ、この調査結果を受け引き続き検討する方針が示されているため、その動向を注視していく。	教育部 長	すこやか 教育推進 課
田中 真浩 1-(3)	長浜市における学校給食で残飯はどれくらい出ているのか。また残飯処理はどのようにされ、その経費はどれくらい要しているのか問う。	学校給食での残飯は、センターに戻ってくる食缶のうち、数校分を計量しているが、令和6年度1学期の調査では、1校当たり1日の残食率は約15.4%、全学校からの残飯量は、推計で重さにして年間100トン以上の残飯が発生している。 残飯の処理方法については、給食センターに設置された消滅型の生ごみ処理機で、水に分解し下水道に流している。また、南部学校給食センターでは、ごはんやパンなどの残菜をクリスタルプラザに持ち込んでいる。 生ごみ処理機の維持管理費は、両センター合計で年間約66万円、クリスタルプラザでの処理費用については、令和5年度で、年間約78万円となる。	教育部 長	すこやか 教育推進 課
	(再問) アトピーの生徒や好き嫌いのある生徒への強要はできないので残食率15%は仕方ないと思うが、好き嫌いを少しでも減らす食育等の対策は無いのか。	給食センターには、栄養教諭(5人)と管理栄養士(1人)がおり、給食の時間を活用した児童や園児へ、「食事のバランス」や「食品ロスについて」など年齢に応じたテーマで食育指導を行っている。その他、毎月の献立だよりや毎日のランチメッセージ、10月の食品ロス月間等で資料により啓発をしている。	教育部 長	すこやか 教育推進 課
矢守 昭男 4-(1)	2021年10月30日に市立長浜小	学校創立記念事業については、学校教員はもとよりPTA、地域の皆さまの協力をいただき、各学	教育部 長	すこやか 教育推進

	学校創立１５０周年記念式典が盛大に開催された。記念式典で、６年生全員が参加して子ども歌舞伎を上演され児童、教員、保護者、地域住民の皆さんも大変喜ばれていたと記憶している。 当時、校長先生をはじめ関係教員が率先して記念事業に関わり、その指導力によって成功に終わったと聞く。これから創立１５０周年記念事業を迎える小学校が記念事業を成功に終えられた各学校での知恵や課題を共有することが必要と考えるが、市の支援策について問う。	校の創意工夫により事業内容を計画され、自主的に実施されている。 学校規模の違いにより記念事業の規模、予算規模、検討期間等も異なっており、すでに必要に応じて、学校間で直接情報交換をされていることから、今後も同様の方法が能率的だと考えている。 なお、本市としては、創立１００年まで１０年ごとの記念事業に対する補助金制度を設け、支援をしているところである。		課
矢守 昭男 ５－（１）	こども誰でも通園制度は、２０２３年６月に政府で閣議決定され、すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充に向けた制度のひとつである。従来、保育園の利用は両親が働いている世帯であるといった条件があったが、制度が本格実施されれば、条件に該当していなくても保育園や認定こども園に預けられるようになる。こども誰でも	こども誰でも通園制度は、６か月から満３歳未満の保育所等に通っていないお子さんが、保育所、認定こども園、幼稚園の他、地域子育て支援センターや児童発達支援センター等で、保護者の就労要件を問わず、月１０時間を上限に、時間単位で柔軟に利用できる通園制度である。 ２０２６年度から全自治体で実施することとされ、２０２４年９月３０日現在１１８自治体で制度の本格実施を見据えた試行的事業が実施されており、現在国において、関連例規の整備や手引書の作成、システム開発等、制度化に向け準備を進めている。 教育委員会としては、現在、保育士確保に大変苦慮しているところであり、こども誰でも通園制度の実施にあたっては、さらなる保育士の確保が大きな課題となると考えているが、引き続き国の動向を注視していく。	教育部 長	幼児課

	も通園制度に関しては、２０２３年の段階で３１自治体５０施設にてモデル事業の検証が始まっている。そして、２０２４年にはさらに約１５０の自治体で試験的に実施され、２０２６年度から全国での本格実施を目指している制度である。こうした状況下から本市としては、このこども誰でも通園制度に対して今後、どのように取り組み体制を整えていかれるのか問う。			
竹本 直隆 ４－（１）	学校教育の情報化の推進を図ることとして、鹿児島県では、「未来を創る鹿児島『教育の情報化』推進プラン」により、変化の激しいデジタル社会を「生き抜く力を身に付けた児童生徒の育成を目指し、具体的には知識・情報・技術を巡る変化の速さが加速度的となる中、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力やＡＩやロボット、ＩｏＴなどをはじめとする情報技術推進が図られている。 これらの情報技術を手段として効果的に活	学習指導要領に、情報活用能力は、言語能力、問題発見・解決能力等とともに学習の基盤となる資質・能力とあり、児童生徒に付けたい重要な力である。その力を育むため、授業でのＩＣＴ活用をすすめており、活用状況としては、先ほど村山議員にお答えしたように全国を相当上回る結果が見られる。 義務教育段階では、すべての児童生徒が一定の情報活用能力をつけることが重要で、高校における「情報Ⅰ」や大学へつながる土台づくりと捉えている。 ３月定例会議会でもお答えしたが、学校教育に民間の専門的な知識や技術を取り入れることは大変有効と考えており、現在、民間教育等育成機関と連携し、デジタル教材の導入を検討しているところである。	教育長	教育改革推進室

	用していく力は、スマートフォンやSNSの急速な普及により、その利用も低年齢化しつつあるが、学習指導要領で示された資質・能力の3つの柱「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に沿って、「情報Ⅰ」は令和4年度から必修化されている。今年度実施の大学入学共通テストに追加される「情報Ⅰ」の指導体制の確保及びプログラミング等の教科指導の充実を図り、デジタル社会に生き、これからの社会を創っていく生徒の情報活用能力育成を図るためにも、本市も他県や他市の事例を参考に民間教育等育成機関との連携協定等を検討し、人材教育の推進等を図ってはどうかと考えるが、当局の見解を問う。			
橋本 典子 1- (1)	新たな子どもが短時間、日替わりで来るとなれば現場の負担はさらに増える。様々な子どもたちに対応する保育士の負担に加え、慣れない環境に置かれる子ども達もストレスが懸念される。このようなことが考えられるが、「こども誰でも通園制度」受入れ体制つい	こども誰でも通園制度は、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会をもつことで、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的とした制度である。 矢守昭男議員の質問で答弁したとおり、制度の詳細はまだ国から示されていないため、教育委員会としては、引き続き国の動向を注視していく。	教育部 長	幼児課

	て問う。			
橋本 典子 1-(2)	この「こども誰でも通園制度」において、しょうがいのある子どもの利用について、どのような対応が予想されるのか問う。	こども誰でも通園制度における詳細はまだ国から示されていないが、「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施要綱」を見ると、職員配置基準や設備基準、保育の内容は、一時預かり事業と同様となっている。 仮に一時預かり事業と同様の対応とすると、しょうがいの有無に関わらず、事前に、保護者・こどもと面談し、日ごろの様子や保育する際の留意事項を詳細に確認したうえでの利用となると想定している。	教育部 長	幼児課